

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第40号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号） 第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附</p>

律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

(6)から(8)まで <省略>

2 条例第6条第2号ア(ア)aの規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 前項第2号アに規定する程度

(2)及び(3) <省略>

3 <省略>

別表（第18条関係）

入居者	要件
20歳未満の子を扶養している寡婦	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居している者のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。
20歳未満の子を扶養している寡夫	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居している者のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。

則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6)から(8)まで <省略>

2 条例第6条第2号ア(ア)aの規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度

(2)及び(3) <省略>

3 <省略>

別表（第18条関係）

入居者	要件
20歳未満の子を扶養している寡婦	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第1項に規定する配偶者のない女子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居している者のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。
20歳未満の子を扶養している寡夫	配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居している者のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
------	------	------	------

第1号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式から第8号様式まで、第10号様式から第12号様式まで、第16号様式、第23号様式、第25号様式、第27号様式、第29号様式、第30号様式、第32号様式及び第34号様式中「瀬戸市長 殿」を「(宛先) 瀬戸市長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。